

# 富士市子どもの未来サポートプラン 概要版(案)

## 計画策定の趣旨

厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査の結果」によれば、子どもの貧困率は、一定程度の改善が見受けられるものの、その割合は 13.9%と7人に1人の子どもが貧困状態にあり、特にひとり親家庭では、50%以上が該当しているという結果となっています。

また、家庭の貧困状態が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

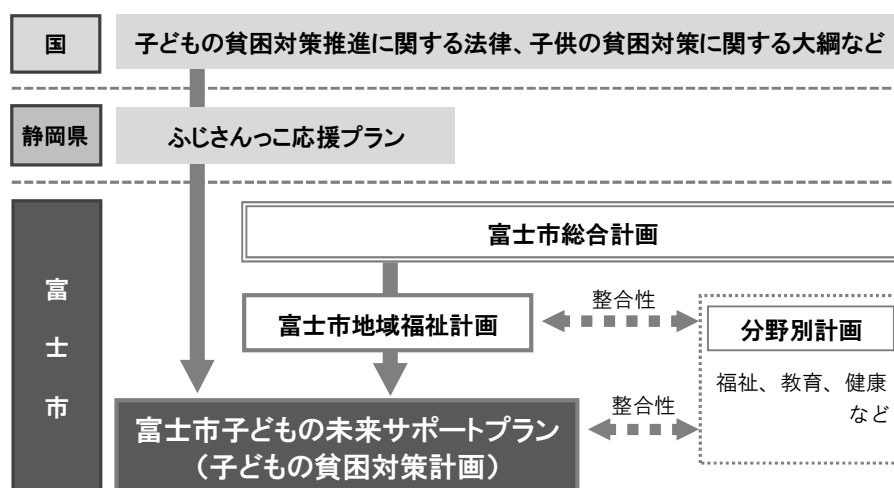
こうした状況の中、本市では、これまでも、子どもの貧困対策は子育て支援施策の重要な柱の1つであるという認識に立ち、本市における子どもの貧困に関する事業の整理と推進を図ってきました。

すべての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境に関わらず夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの実態を把握し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、本計画を策定しました。

## 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の規定及び国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、「子どもの貧困対策計画」として位置付けるものです。

また、静岡県計画を踏まえ、市政運営の基本方針である「富士市総合計画」を基礎とし、福祉、教育等、各種分野の計画との連携を図ります。



## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6か年とします。

また、社会情勢の変化等を踏まえて、状況に応じて見直します。

## 計画の基本理念・施策の展開・指標

本計画では、計画の基本的な方針である「基本理念」を掲げ、進捗評価の1つとして「指標」を設定しています。また、基本理念に基づく5つの「基本目標」を定めるとともに、基本目標に沿った「施策」および「事業」の実施により本計画を推進します。

### 基本理念

すべての子どもたちが平等に夢や希望を持てるまち

#### 基本目標1 教育の支援

育った環境により受けられる教育の差や将来の選択肢が狭められることがないよう、各種制度や支援等の実施や、学校における子どもの相談支援の充実を図ります。

また、より地域の実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

#### 施策の内容

1 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開	(1) 義務教育段階における支援
	(2) 高等学校における支援
	(3) 地域における支援
2 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備	(1) 経済的負担の軽減
	(2) 教育環境等の整備の支援
3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階における支援
	(2) 就学・進学に係る経済的負担の軽減
	(3) 特別支援教育に関する支援
	(4) 大学進学に対する教育機会の提供
4 生活困難世帯等への学習支援	
5 その他の教育支援	

#### 主な事業

○困窮児童生徒の早期発見と支援体制の整備	○高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度
○ジャンプ・アップスクールふじ	○特別支援サポート員及び特別支援教育センター専門職員の活用
○小中学校のコミュニティ・スクール化による地域連携強化事業	○民間社会福祉施設事業費補助金支給事業
○幼児教育・保育の無償化	○生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）★拡充
○未就園児訪問	○学習支援サポーター制度（子どもの学習・生活支援事業）★新規
○要保護・準要保護就学援助事業	
○食育推進事業	

## 基本目標2 生活の支援

保護者が健全な生活習慣の確立や安定した生活を過ごすための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。

また、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努め、子ども自身が自立した生活を送ることができるよう、就労の機会提供や情報提供等を行います。

### 施策の内容

1 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立に向けた支援
	(2) 保育等の確保・支援
	(3) 妊娠期からの切れ目のない支援
	(4) その他
2 子どもの生活支援	(1) 放課後等の子どもの居場所の提供
	(2) 生活が困難な世帯等への子どもへの居場所の提供
	(3) その他
3 中学卒業後の子どもの就労支援	(1) 就労を考えるための支援
	(2) 特別支援学校における就職支援
	(3) ニート・ひきこもりの支援
4 その他の生活支援	(1) 住宅の支援
	(2) 養育費確保の支援

### 主な事業

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ○母子・父子自立支援員による支援       | ○子育て総合相談センターによる相談支援 |
| ○幼稚園の給食事業★拡充           | ○家庭児童相談事業           |
| ○車の送迎が困難な家庭の保育園等への送迎支援 | ○放課後児童健全育成事業運営委託事業  |
| ○こども食堂交流会の開催★新規        | ○放課後等デイサービス事業       |
| ○市営住宅                  | ○冒険遊び場づくり事業補助金      |
| ○市民相談                  | ○キャリア教育支援事業○        |
|                        | ○富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」   |

## 基本目標3 保護者に対する就労支援

保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

### 施策の内容

1 保護者に対する就労支援	(1) 保護者の就労支援
	(2) 育児と仕事が両立できる環境の整備
	(3) その他

### 主な事業

- |                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| ○生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）★新規        | ○一時預かり事業★拡充              |
| ○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）★拡充 | ○病児保育事業★拡充               |
|                                  | ○母子家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 |

## 基本目標4 経済的支援

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

### 施策の内容

#### 1 経済的支援

- (1) 生活に困窮している世帯への経済的支援
- (2) 医療費負担への経済的支援
- (3) ひとり親家庭への経済的支援
- (4) その他

### 主な事業

- 学用品等支給事業★新規
- 児童扶養手当の支給
- こども医療費助成制度の実施
- 児童手当の支給

## 基本目標5 支援体制の整備

保育・教育機関をはじめ、地域や専門的機関など、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

### 施策の内容

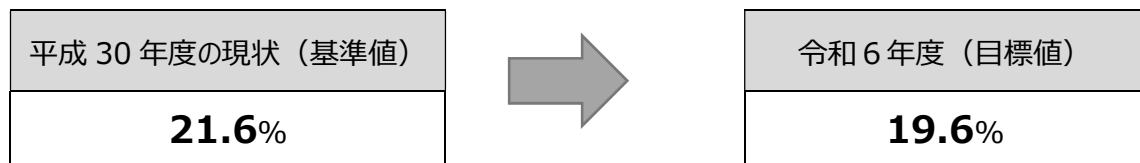
#### 1 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

### 主な事業

- SNSを活用した相談体制及び支援体制の周知★新規
- 子どもの未来サポートプラン推進委員会の設置★新規
- 周知方法の見直しやコーディネート機能の充実
- ガイドブックの作成★新規

### 【計画の指標】生活困難層の割合

本計画の指標は、子どもの生活実態調査結果に基づく「生活困難層」の割合とし、計画期間の最終年度である令和6年度に同調査を実施し、指標の評価を行います。



## 計画の推進

### ①推進体制

- 庁内に新たに「子どもの未来サポートプラン推進委員会」を設置し、施策の展開を目指します。
- 「富士市子ども・子育て会議」において、子どもの貧困対策に関する事項について審議します。

### ②進行管理

- 施策や事業及び各指標の実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直し・改善を図ります。